



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 名 取締役頭取 新藤 恒男
本 社 所 在 地 福岡市博多区博多駅前三丁目 1 番 1 号
(コード番号 8327 東証第一部、大証第一部、福証)

自己株式（優先株式）取得枠の設定に関するお知らせ

株式会社西日本シティ銀行（頭取 新藤恒男）は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日に開催を予定しております定時株主総会に、下記の通り自己株式取得枠の設定について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、実際の取得にあたっては、今後の業績、財務状態、経営環境等を総合的に判断して、関係当局と協議の上、適切に対応して参る所存です。

記

1. 自己株式（優先株式）取得枠の設定

(1) 自己株式取得枠設定の理由

必要に応じて機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 156 条および当行定款の規定に基づき、定時株主総会決議により自己株式（優先株式）の取得枠を設定するものです

(2) 自己株式取得枠の内容

第一回優先株式の株主から下記の条件に従って自己株式（優先株式）の取得枠を設定するものです。

取得する株式の種類	第一回優先株式
取得株式の総数	上限 35,000,000 株
取得対価の内容	金銭
取得価額の総額	上限 500 億円
取得可能期間	平成 18 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会終結のときから 1 年間

なお、本件取得枠の設定につきましては、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当行定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上

< 本件に関するお問合せ先 >

総合企画部経営企画グループ 友池、本田 (TEL: 092 - 461 - 1867)